

令和5年度神奈川県LPガス  
物価高騰対応支援金  
(第2期事業)について

## 【はじめに】

- ▶ 本資料は、令和5年度神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第2期事業）の概要について説明した資料となります。

### ＜注意事項＞

神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第2期事業）は、公的な資金である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の支給を申請される方や支給を受ける方は、要綱及び手引きの内容を理解していただくとともに、次の点について十分認識したうえで、支援金に係る手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

## 第2期事業の概要について

### 【目的】

エネルギー価格の高騰による利用料金上昇の影響を受けた神奈川県内のLPガス利用者の負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

## 【対象事業者】

- ▶ 支援金の支給対象となる者は次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

ア 法律の液化石油ガス販売事業者又はガス小売業者であって、神奈川県内の一般消費者等にL Pガスを販売する者であること。

イ 原則として、令和6年1月中に行う料金請求時に、神奈川県内のL Pガスを利用する一般消費者等に対して利用料金請求額の値引きを行い、当該事実を証明できること。

## 【支援金の支援対象事業】

支給対象事業は、前出の対象事業者が、**令和5年11月末までに販売契約を締結している**県内のL Pガス一般消費者等※に対して、令和5年10月から12月のL Pガスの使用料金への遡及支援を行う事業とします。

※ 液化石油ガス法第2条第2項に規定する「一般消費者等」のうち体積販売で供給される者を指します。

なお、次のL Pガス消費者に対する値引きは、支援金の支給対象になりません。

(対象にならない一例)

- ・ 質量販売による供給先
- ・ 高圧ガス保安法に基づくL Pガスの供給先
- ・ 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎等）

## 【支援対象経費及び支援金額】

| 支援対象<br>経 費    | 支 援 金 額                        |
|----------------|--------------------------------|
| 値引き原資          | 一般消費者等一件当たり<br><b>1,140円</b>   |
| 値引きに係る<br>事務経費 | 一販売所・営業所当たり<br><b>150,000円</b> |

## 【料金請求額の値引きの方法】

- ▶ ○ 令和6年1月中に行う料金請求時に、一般消費者等一件あたり税抜き1,140円の値引きを行ってください。
- ▶ ○ ただし、料金請求を隔月で行っている場合など、やむをえない場合であつて、2月末日までに実績報告書が提出できる場合には、2月中に行う料金請求時に値引きを行うこともできます。
- ▶ ○ 値引きの対象は、令和5年11月末までに販売契約を締結している一般消費者等とします。

**税抜の請求額から1,140円(税抜)値引きをするか、  
税込の請求額から1,254円(税込)値引きを行ってください。**

## 【対応可能な値引方法の一例】

▶ <基本> ◇1月に検針し、1月に請求する

<やむを得ない場合の支援対応可能な方法は次のとおり>

- 12月に検針し、1月または2月に請求
- 1月または2月に検針し、2月に請求

<支援対象外となる方法>

- × 12月に検針、12月中に請求
- × 3月に検針、3月以降に請求

# 支援金支給の手続き等について

# 【支援金支給の手続について】

## 支援金事業参加申請（申出）書の提出

### ア 申請受付期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）まで

### イ 提出書類

- ① 神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第2期事業）参加申請(申出)書（第1号様式）
- ② 第1号様式別紙
- ③ 第1期事業に参加していない場合には、液化石油ガス法又はガス事業法の登録を受けた者であることを証明する書類（登録済証等）

## ウ 提出方法

県ホームページから各様式等をダウンロードし、電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出願います。

### <ホームページURL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

### <電子申請について>

申請方法については、県ホームページからご確認ください。

### <郵送の場合の提出先>

住 所：〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県庁くらし安全防災局 防災部

消防保安課LPガス・火薬・電気グループ

## 事業の参加承認通知の送付 (第1期事業に参加していない場合)

- ▶ 第1期事業に参加していない事業者については、LPガス販売事業者から提出のあった申請書が要綱等の要件を満たし、適当と認められる場合は、支援金に係る「神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第2期事業）参加承認通知書（第2号様式）」を送付いたします。
  - ▶ 申請内容が適当でないと判断した場合は、「神奈川県LPガス物価高騰対応支援金（第2期事業）参加不承認通知書（第3号様式）」にて、承認できない旨を通知します。
- 
- ▶ **第1期事業に参加された事業者については、参加申請ではなく参加申出として扱い、参加申請（申出）書の提出をもって参加手続きの完了としますので、参加承認通知書は送付しません。**

# 交付申請書兼実績報告書の提出

## ア 提出期限

次のいずれかの早い期日までに報告書を提出してください。

- ① 値引きを実施した日（請求完了日）から30日以内
- ② 令和6年2月末日

◇報告書は、上記に関わらず、値引き実施後、できるだけ速やかに提出いただきますようお願いいたします。

※ 事業の財源には、次年度に繰り越しができない国庫交付金が含まれており、支払いに際しては当該交付金を優先的に充てる予定ですが、2月下旬に実績報告が集中して提出された場合、審査等が間に合わず年度内に当該交付金を使いきれない可能性がありますので、御協力をお願いします。

## イ 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

| 提出書類  | 備考   |
|---|--|
| 神奈川県LPガス物価高騰対応支援金<br>(第2期事業) 交付申請書兼実績報告書  | 第4号様式  |
| 第4号様式別紙「支援(値引き)を行った<br>対象世帯一覧」<br>※「税抜で値引きを行った事業者」用と<br>「税込で値引きを行った事業者」で<br>様式が分かれていますので、ご注意く<br>ださい。 | 記載内容<br>① 対象世帯(管理番号など世帯を特定で<br>きるもの)<br>② 供給先の市町村名<br>③ 消費者に対して行った値引き額 |
| 振込先口座の通帳の写し   | 第4号様式に記入した口座情報(金融機関名、支店<br>名・預金種目(普通・当座等)、口座番号、口座名<br>義人)が記載されたページの写し  |
| その他知事が必要と認める書類  | 県から指示があった場合に提出   |

※ 交付申請書兼実績報告書の提出後に、県が無作為に選んだ一般消費者等(5件程度)に  
ついて、次の書面の提出を、ファックス又は電子メールにより依頼させていただきます。

- ① 値引きの事実が確認できるもの(検針票、値引き額を明示した別紙 等)
- ② 令和5年11月以前から契約をしていることが確認できもの(11月以前の  
検針票 等)

## ウ 提出方法

県ホームページから様式をダウンロードし、必要な添付書類を添えて電子申請（e-kanagawa）又は郵送により提出してください。

### <支援金の支払>

交付申請書兼実績報告書の報告内容が適切と認められる場合は、指定された口座に支援金を振り込みます。

### <事業完了後の関係書類の保管>

支援金を受給した事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日の属する年度の終了後 5年間（令和10年度末まで）保管してください。

<ホームページURL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/lpshienkin.html>

<郵送の場合の提出先>

未定

## 【第1期事業と第2期事業の相違点等】

|             | 第2期事業（今回）   | 第1期事業   |
|-------------|---|---|
| 事業内容        | 一般消費者等に対する令和5年10月から12月のLPガス利用料金に対する遡及支援   | 一般消費者等に対する令和5年4月から9月のLPガス利用料金に対する支援                                       |
| 値引対象世帯      | <u>令和5年11月末までに販売契約を締結している消費者</u> ※<br>※LP法の一般消費者等であって、体積販売するものに限ります。                                  | 令和5年7月から9月の間に販売契約がある消費者※<br>※LP法の一般消費者等であって、体積販売するものに限ります。                |
| 値引実施時期      | 令和6年1月中に行う料金請求時※<br>※料金請求を隔月で行っている場合など、やむをえない場合であって、2月末日までに実績報告書が提出できる場合には、2月中に行う料金請求時に値引きを行うことができます。 | 令和5年7月から9月の検針・請求時   |
| 世帯あたりの最大値引額 | <b>一律1,140円（税抜）</b><br>※請求額が支援金額を下回った場合は、請求額を上限に値引きを行ってください。<br>※翌月に繰り越すこともできませんので、ご注意ください。           | 令和5年4月から9月の間の請求額が基本料金を含め380円(税抜)以上となる月数に380円(税抜)を乗じた額<br>(380円～2,280円の範囲) |
| 値引き回数       | 一括(1回)  | 一括(1回)又は分割(最大3回)  |
| 事務経費        | 1営業所あたり15万円   | 同左  |